

『こども家庭庁では、こどもや子育て世代を社会全体で支える機運をさらに醸成すべく、毎年11月を秋のこどもまんなか月間と定めています。』

子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与える児童虐待は、社会全体で関わり、解決していくべきものです。

しかし、児童虐待の疑いがあるとして警察から児童相談所へ通告された児童数は、増加傾向が続いています。

児童虐待かも？と思ったら、すぐに下記までご連絡ください。あなたからの1本の電話で救われる子どもがいます。

- 児童相談所虐待対応ダイヤル
☎189 いちばやく ※24時間対応で、お近くの児童相談所へつながります。
- 千葉県子供・家庭110番
☎043-252-1152 ※24時間対応で、千葉県中央児童相談所につながります。
- 千葉県警察少年センター ヤング・テレホン なやみ よくなる
☎0120-783-497
- 山武警察署生活安全課
☎0475-82-0110(代表)
児童虐待には、次のような行為があります。
 - ・ 身体的虐待
児童の身体に外傷が生じ、または生じる恐れがある暴力を加えること。

- ・ 性的虐待
児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること。
- ・ ネグレクト
児童の心身の正常な発育を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待・性的虐待・心理的虐待と同様の行為の放置など、保護者としての監護を著しく怠ること。
- ・ 心理的虐待
児童に対する著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力など、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

消費生活ナビ

音楽や動画の無断アップロードは著作権侵害の恐れあり！

【事例】 先日、契約先のプロバイダから「発信者情報開示に係る意見照会書」の通知が届いた。その原因は、3か月前にPCで動画を閲覧した際に、ファイル共有ソフトに動画をダウンロードしたことにあった。

【アドバイス】 ファイル共有ソフトは、インターネット上で不特定多数の人とのファイルのやり取りを可能にするソフトです。しかし、使い方には注意が必要で、自分が見るためだけに音楽や動画等のファイルをダウンロードしたつもりでも、同時にアップロードされてしまうことがあり、これにより著作権法に違反する恐れがあります。

故意的に著作権者等に許可なく無断でアップロードする行為が著作権侵害の恐れがあるのは知られていますが、無断でアップロードされている音楽や動画だと知っていてダウンロードする行為にも著作権侵害の恐れがあります。場合によっては、損害賠償請求をされたり、刑事罰に問われることもあるため、絶対にやめましょう。

詳しくは、消費者センターや無料法律相談へご相談ください。

圏消費生活相談室 毎週火曜日 午前10時～午後4時 ☎84-1233

横芝光町観光まちづくり協会通信

ヨリドコロでイルミネーション点灯式

12月5日(金)午後5時から、横芝駅前情報交流館「ヨリドコロ」で「イルミネーション点灯式」を開催します。

毎年、ヨリドコロをイルミネーションで装飾していましたが、昨年、点灯式を開催したところ、館内ポスター程度のご案内にもかかわらず、想像以上の来館者がありましたので、今年からは恒例行事とするため、企画を練っているところです。点灯式のあとは、クリスマスに合わせて「ワインマルシェ」を開催する予定ですので、ぜひご来館ください。

なお、ライトアップは1月末まで行う予定ですので、通勤・通学帰りにお立ち寄りください。昨年は、高校生

がイルミネーションを背に記念撮影しているところを見て、とても嬉しくなりました。

今年は、イルミネーションをより鮮やかに飾りたいため、ご家庭などでご不要のイルミネーションやオーナメントがありましたら、ぜひお貸しください。みなさんのご協力をお願いします。

詳しくはこちら→

